

第3回例会 可決した 案

区長提出議案

●平成26年度中野区一般会計補正予算(第2次)

歳入歳出にそれぞれ20億7585万7千円を追加し、予算額は122億6782万5千円となりました。

主な内容は、待機児童ゼロに向け新たに保育施設11園を誘致するための施設改修費及び賃借料を補助する経費や財政調整基金積立金の追加計上などです。

●平成26年度中野区介護保険特別会計補正予算

歳入歳出にそれぞれ5590万5千円を追加し、予算額は21億2090万5千円となりました。

●中野区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い規定を整備するものです。②個人情報の開示請求に対する開示義務について規定するものです。③第三者に関する情報が記録されている個人情報の開示しようとする場合における当該第三者の保護に関する手続きについて規定するものです。④個人情報保護審査会が、不服申立ての審査に必要があると認める場

合において、関係者及び参考人に対し、資料の提出又は意見聴取のための出席を求めることができ旨規定するものです。

●中野区事務手数料条例の一部を改正する条例

薬事法及び薬事法施行令の改正に伴い、条例で引用している題名・条項の整備を行うものです。

●中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

産業振興センター、南中野児童館、ふれあいの家、障害者福祉会館、かみさぎこぶし園、弥生福祉作業所、教育センター、野方図書館及び区立学校の施設使用料の額を改定するものです。

●南部すこやか福祉センター等新築工事請負契約

契約を締結するにあたり議決をしたものです。

●清掃事務所車庫用地及び仮称弥生町六丁目公園用地の買入れについて

用地を買い入れるにあたり、議決をしたものです。

●中野区特別区税条例等の一部を改正する条例

①軽自動車税の税率を改めるものです。②寄附金税額控除の対象とする寄附金に関する規定を改めるものです。③肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長するものです。④優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用

期限を3年延長するものです。⑤地方税法の改正に伴い規定を整備するものです。

●中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

弥生町三丁目周辺地区防災まちづくり事業計画に位置付けられている避難道路5号及び6号を整備するにあたり、特別区道路線として、道路法第8条の規定に基づき議決をしたものです。

●中野区立体育館条例の一部を改正する条例

施設の使用料の額を改定するものです。

●中野区立公園条例の一部を改正する条例

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定するものです。

●中野区建築物不燃化促進助成条例の一部を改正する条例

建築物の除却に係る助成金の規定を設けるとともに、建築物の建築に係る助成金の交付の対象者を改めるものです。

●中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

東中野駅前広場地下自転車駐車場を有料制駐車場として設置するにあたり、名称及び位置を定めるとともに、東中野南自転車駐車場を廃止するものです。

●特別区道路線の認定について(避難道路5号)

特別区道路線の認定について(避難道路6号)

●中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。なお、同法の改正及びこの条例の制定に伴い、学童クラブの利用対象者に係る規定を改める必要があるため、この条例の附則で中野区学童クラブ条例を改正するものとす。

中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

●中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

中野区立体育館条例の一部を改正する条例

●中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものです。なお、同法の改正及びこの条例の制定に伴い、学童クラブの利用対象者に係る規定を改める必要があるため、この条例の附則で中野区学童クラブ条例を改正するものとす。

●中野区保育所条例の一部を改正する条例

児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

●中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

●中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保

議案に対する討論

議案の審議にあたり、次の議員が討論を行いました。

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

反対討論 林 まさみ (無所属)

中野区立高齢者会館条例の一部を改正する条例

反対討論 中野区立体育館条例の一部を改正する条例

反対討論 中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

反対討論 中野区立公園条例の一部を改正する条例

反対討論 中野区建築物不燃化促進助成条例の一部を改正する条例

反対討論 中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

反対討論 特別区道路線の認定について(避難道路5号)

反対討論 特別区道路線の認定について(避難道路6号)

反対討論 中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

反対討論 中野区立体育館条例の一部を改正する条例

反対討論 中野区立公園条例の一部を改正する条例

反対討論 中野区建築物不燃化促進助成条例の一部を改正する条例

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

反対討論 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるときも、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。」と定められ、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための施策を講じることが義務付けられています。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広めるとともに、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使われる環境と、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備を図るためには、法整備を国として実現することが必要です。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、「手話言語法(仮称)」を制定するよう強く要望します。

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣あて)

◆地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方

法人特別税・地方法人特別税を廃止しないだけでなく、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10%への引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとした。こうした措置は、地方分権の流れに逆行するものである。併せて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されている。

東京都及び特別区には、急激に押し寄せる高齢化への対応や保育所待機児童の解消、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化、産業振興対策など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当でない。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げを行う場合には、国の責任において確実な代替財源を確保するなど、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組む

第3回例会 可決した 意見書(要旨)

◆手話言語法(仮称)の制定を求める意見書

◆反対討論

◆反対討論

◆反対討論

◆反対討論

◆反対討論

◆反対討論

◆反対討論

◆反対討論

反対討論

反対討論